

平成25年3月15日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

和光産業株式会社
大阪府大阪市北区天神橋1-14-14

2. 指名停止措置期間

平成25年3月15日から平成25年6月14日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

和光産業株式会社は、平成25年3月7日に行われた九州森林管理局発注の物品調達「保安具類」の入札において、落札宣言を受けたにもかかわらず、納品が不可能であることを理由に契約辞退届けを提出した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表の第12号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070